



米露間核軍備管理の動向とその再活性化

戸崎 洋史

(財)日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター 研究員

1 はじめに

米国とロシアは他の3核兵器国と比べて大量の核兵器を保有しており、この二国間の核軍備管理は、依然として核兵器の完全な廃絶に向けたプロセスの中心である。現在、戦略核兵器の一層の削減、ならびに対弾道ミサイル(ABM)条約および米国の国家ミサイル防衛(NMD)計画の取り扱いを巡って停滞している米露間核軍備管理をいかに再活性化させるかが焦点となっている。

米露は、1993年1月に、両国が配備する戦略核弾頭をそれぞれ3000-3500発に削減すること、ならびに個別誘導複数目標弾頭(MIRV)化大陸間弾道ミサイル(ICBM)を全廃することなどが定められた第二次戦略兵器削減条約(START条約)に署名した。また両国は、1997年3月のヘルシンキ二国間サミットで、第三次戦略兵器削減条約(START条約)の枠組みに関して合意するとともに、同年9月には、ニューヨークにおいて、START条約の下での戦略核運搬手段の廃棄期限延長を定めたSTART条約議定書、ならびにABM条約に関連して「ABM条約に関する了解事項」、「ABM条約に関する第一合意声明」、「ABM条約に関する第二合意声明」および「戦略弾道ミサイル以外の弾道ミサイルを迎撃するシステムに関する信頼醸成措置についての協定」に署名した(以下、これら4つの文書を「ABM条約関連文書」と表すことがある)。

しかしながら、START条約、同条約議定書およびABM条約関連文書はいずれも発効しておらず、START条約の正式交渉も行われていない。NM

D問題についても、両国の対立が続いており、さらに米国のNMD計画は中国や北大西洋条約機構(NATO)の同盟国からも強く批判されている。

本稿では、米露間核軍備管理に関するロシアおよび米国それぞれの動向を概観した後、米露間核軍備管理が進展しない要因、ならびにこれを再活性化させるための方途を考察する。

2 ロシアの動向

ロシアでは、共産党が中心となって、START条約の履行により生じるロシアの安全保障上の懸念を含む諸問題からその批准に反対していた一方で⁽¹⁾、1997年に前述のような諸文書が成立した後、その批准を求める主張も強まった。しかしながら、エリツィン政権時には、条約の批准に強く反対するとともにエリツィン政権と対立していた共産党が議会で多数を占めていたこと、ならびにエリツィン大統領(当時)と議会との関係が良好ではなかったことに加えて、1998年12月の米英によるイラク爆撃および1999年3-6月のNATOによるコソボ爆撃に議会のみならずエリツィン前大統領が反発したため、START条約の批准は実現しなかった。

1999年12月のロシア下院選挙でプーチン大統領代行(当時)支持派が多数を占める結果となり、また2000年3月の大統領選挙でプーチン大統領代行が次期大統領に当選した後、プーチン大統領代行は、START条約の批准を外交政策の最優先事項とし、議会に対して条約の批准手続きを行うよう求めた。ロシア下院は4月14日に、START条約および同

条約議定書の批准承認を定めたSTART 条約批准関連法を賛成288、反対131、棄権4で可決した。またロシア下院は同日、ABM条約関連文書の批准承認を定めたABM条約関連文書批准法を賛成413、反対8、棄権1で可決した。4月19日にはロシア上院でも、START 条約批准関連法が賛成122、反対15、棄権7で、またABM条約関連文書批准法が賛成112、反対15、棄権6で、それぞれ可決された。

START 条約批准関連法では、ロシアがSTART 条約から脱退する権利を有する場合として、米国によるSTART 条約への違反、米国によるABM条約からの脱退またはこれへの違反、米露以外の国家によるロシアの安全保障を脅威を与えるような戦略攻撃兵器の増強、ならびに米国、他国あるいは米国の同盟国やNATOによるロシアの安全保障に脅威を与えるような方法での軍事力の配備（START 条約署名日以降にNATOに加盟した国への核兵器の配備を含む）などが明記されるとともに（第2条）START 条約の批准書の交換は、米国によるSTART 条約議定書およびABM条約関連文書の批准手続きの完了を条件に行われると規定された（第9条）。

ロシアがSTART 条約を批准できた一因は、プーチン大統領代行とロシア議会との関係が安定していたこと、ならびに批准を妨げるような事件が発生しなかったことがあげられるが、ロシアにおいてSTART 条約批准への支持が高まった大きな要因は、条約の履行に利益があるからではなく、START 条約の批准がSTART 条約交渉の早期開始および成立による戦略核兵器の一層の削減、ならびにABM条約の維持と米国のNMD計画の中止もしくは縮小というロシアの2つの目標を達成するために必要であると考えられたためであった。

ロシアは2000年1月に、核兵器の役割を強調する内容を盛り込んだ新安全保障概念を採択したが⁽²⁾、その背景には、ソ連崩壊およびワルシャワ条約機構解消の後、NATO拡大に対する懸念や米国に対する不信感の増大に加えて、内戦やロシア周辺での地域紛争をロシアの主要な脅威と認識し、さらにロシアの通常戦力が弱体化している中で、ロシアが核兵器への依存

を高めていることがあげられる。またロシアにとって、米国と同規模の戦略核兵器を保持することは、米国と並ぶ大国としての地位を維持する方法の1つである。他方で、ロシアの戦略核兵器に関しては、START 条約が発効してMIRV化ICBMが全廃されれば、既存の運搬手段の大半が近く耐用期限を迎えること、核戦力のメンテナンスが十分ではないこと、ならびに経済難により核運搬手段の新規生産が容易ではないことから、2000発のレベルで戦略核弾頭を配備するのは困難であると考えられている。ロシアは将来、数百発の規模でしか戦略核弾頭を配備できなくなるかもしれないとの見方もある⁽³⁾。

以上のような状況で、米露間関係におけるロシアの優先課題の1つは、米国との間の戦略核兵器の数的均衡、ならびに米国に対する核抑止力を維持することである。

ロシアには、START 条約を批准せずMIRV化ICBMを保持し、第一次戦略兵器削減条約（START 条約）のレベルである6000発の戦略核弾頭を配備することで、米国との数的均衡を維持するという可能性もあった。しかしながら、プーチン大統領代行がSTART 条約批准に先立つ議会の公聴会で述べたように、ロシアは、戦略核戦力を削減すればその維持のためのコストを大幅に削減でき、さらに戦略核戦力を大幅に削減しなければ将来的には米国との数的均衡を維持できない⁽⁴⁾。このためロシアは、数的均衡を維持する方法として、START 条約を批准するとともにSTART 条約を早期に成立させ、これに基づいて米国とともに戦略核兵器の削減を行うことを選択した。ロシアは、米国との協議において、START 条約の下で配備される戦略核弾頭数を、自国が維持できる規模の1000 - 1500発にするよう提案している。

またロシアは、米国に対するロシアの核抑止力が損なわれることを懸念して、米国のNMD計画に強く反対するとともに、ABM条約の遵守が核兵器の一層の削減、ならびに戦略的安定の維持に不可欠であると主張している⁽⁵⁾。START 条約批准関連法で、米国によるSTART 条約議定書およびABM条約関連文書の批准をSTART 条約批准書交換の条件にし、

また米国によるA B M条約の遵守をロシアによるS T A R T 条約履行の条件としたことも、米国にA B M条約の遵守およびNMD計画の再考を求めるといった意味があった。ロシアは、クリントン政権によるNMD配備を可能にするようなA B M条約改正に関する提案（後述）にも公式には反対を表明しているが、ロシア内での意見は分かれており、保守派が条約の改正に強く反対しているのに対して、現実派はA B M条約改正で譲歩するのと引き換えに、S T A R T 条約で米国から譲歩を引き出すほうが得策であると主張している⁽⁶⁾。

3 米国の動向

米国は1996年1月にS T A R T 条約を批准したが、上院はその際に、ロシアがS T A R T 条約を批准するまでは核兵器のさらなる削減を行わないとする決議を採択した。その後、ロシアによる条約の批准が遅れる間に、米国では議会の共和党保守派が中心となってNMDの配備を提案し、NMD計画が進展してきた。

クリントン大統領は当初、NMDに消極的であったが、1998年7月に提出されたラムスフェルド報告で、北朝鮮やイランなどが近い将来、米国に到達する弾道ミサイルを開発し保有するとの見方が示され、その直後の8月に北朝鮮がテポドン・ミサイルの発射実験を実施したことに加えて、共和党議員からクリントン政権は自国の防衛に積極的ではないとの批判が強まったこと、NMDの配備に対する民主党議員の支持も高まったこと、ならびにNMDに対するクリントン政権の消極的な態度は2000年11月の大統領選挙で民主党に不利に働く可能性があることなどから、クリントン政権は、限定的な（limited）NMD配備を支持するとの政策転換を行った。1999年5月には、「限定的な弾道ミサイル攻撃から米国の領域を効果的に防御するNMDを、技術的に可能になり次第、速やかに配備する」ことを定めた国家ミサイル防衛法が米国議会で共和党のみならず民主党からも圧倒的な支持を得て可決され、クリントン大統領もこれに署名した。

クリントン政権は、2000年夏を目的に、脅威の性格、技術的実現可能性、コスト、および軍備管理を

含む国家安全保障への影響という4つの基準に基づいてNMD配備に関する決定を行うとしていたが、3回の実験のうち2回が失敗したこともあり、クリントン大統領は9月1日に、「NMDシステム全体の技術および運用効果に十分な信用性があるとは結論付けられないため、現状ではNMDの配備を承認しないことを決定」し、その判断を次期政権に委ねることとした⁽⁷⁾。

A B M条約関連文書の批准については、共和党保守派の議員が、既存のA B M条約を認めることになり、NMD配備を妨げると主張して、強く反対している。また共和党議員は、核兵器の削減よりもNMDに高い優先度を与えている。共和党が多数を占める議会でS T A R T 条約議定書およびA B M条約関連文書が批准される可能性は低く、クリントン政権も、今後も議会に対する批准促進のための働きかけは行わないと思われる。

S T A R T 条約の締結とA B M条約の改正に関するロシアとの協議では、米国がロシアにA B M条約議定書案を提出し、その中で、100基の迎撃ミサイルを含む限定的なNMDが配備できること、ならびに2001年3月1日以降、その議定書の再検討を行うことなどを提案したといわれている⁽⁸⁾。クリントン政権は、2005年までに20基、2007年までに100基、2011年までに250基の迎撃ミサイル配備を計画しているが⁽⁹⁾、このような規模の限定的なNMDであれば、ロシアの米国に対する核抑止力を損なわないため、ロシアが戦略核戦力を増強する必要はないと主張している。また米国は、S T A R T 条約の下で配備される戦略核弾頭数を2000 - 2500発にするよう提案している。これは、現行の単一統合運用計画（S I O P）が戦略核弾頭の目標を2500程度に設定していることに加えて⁽¹⁰⁾、ロシアが提案している1000 - 1500発の戦略核弾頭の規模では、米国がI C B M、潜水艦発射弾道ミサイル（S L B M）および重爆撃機という戦略核の三本柱（triad）のいずれかを全廃しなければならないことを懸念しているためであると考えられている。

S T A R T 条約締結およびA B M条約改正を巡る米露間の協議は進展せず、クリントン大統領は2000年9月の米露首脳会談後、米露間核軍備管理に関す

る交渉を米国の次期政権に委ねると発言した。共和党保守派は、クリントン政権による次期政権の核およびNMD政策を限定するような協定の締結に反対し、そのような協定が締結されてもその批准に反対すると強く主張してきたため⁽¹¹⁾、仮にSTART 条約およびABM条約改正が成立したとしても、米国議会で批准が承認される可能性は低かった。

以上のように、クリントン政権は、米露間核軍備管理に関する協議および交渉、ならびに米国のNMD配備に関する決定を次期政権に委ねた。2000年大統領選挙に先立ち開催された共和党および民主党それぞれの党大会では、次期政権に向けた党綱領が採択され、その中で核兵器削減およびNMDに関する両陣営の政策が提示された。

共和党綱領では、強力な(robust)NMDの配備、核兵器の一方的かつ大幅な削減、ならびに警戒態勢の低減が提案された。NMDに関しては、クリントン政権の政策を、冷戦期の思考や協定に縛られて賢明な戦略を進展させなかったと批判し、国家安全保障上の理由からだけではなく、米国民は防御されるに値するというモラルの義務があるためにNMDの配備が必要であると主張するとともに、米国のNMDが一方的な優位ではなく共通の安全保障を追求するものであることをロシアに保証する、より前向きで実際的な方法があるとしている。核兵器の大幅な削減に関しては、ロシアは主要な敵ではなく、核の恐怖の均衡に依存する必要がないため、これが可能であると主張している⁽¹²⁾。

他方、民主党綱領では、クリントン政権における米露間核軍備管理政策の継承を掲げている。NMDについては、限定的なNMDシステムのための技術開発を指示し、クリントン政権が定めた前述の4つの基準に沿って配備決定を行うとしている。また漸進的に低いレベルでの戦略核の安定が目標であることを認識して核兵器を大幅に削減するという継続中の努力が支持されており、条約に基づき検証の下でロシアとともに核兵器を削減するという米国の伝統的な政策の継承を提案している。共和党の提案に対しては、核兵器の一方的かつ大幅な削減は米国の安全保障を損ない、強力なNMDの配備は新たな核軍備競争を引き起こすとして、批判している⁽¹³⁾。

4 米露間核軍備管理停滞の要因

米露間核軍備管理は、戦略核兵器をどのレベルまで削減するか、米国によるNMDの配備を認めるか否か、あるいはどの程度のNMD配備を認めるかなどに関して、両国の具体的な提案の差異が縮まっておらず、停滞が続いている。また両国の国内政治情勢に左右されて、米露間核軍備管理の進展が妨げられてきたという側面もある。ロシアが長くSTART 条約を批准できなかった要因には、共産党が多数を占めていた議会の構成、あるいはエリツィン大統領と議会の不安定な関係があげられ、米国が米露間核軍備管理の進展のみならず化学兵器禁止条約(CWC)や包括的核実験禁止条約(CTBT)といった多数国間協定の批准にも手間取ってきた要因には、軍備管理に積極的でない共和党保守派の議員が議会で強い発言力を持っていることに加えて、クリントン大統領と共和党議員の対立、あるいは2000年大統領選挙といった要素が影響してきた。しかしながら、米露間核軍備管理を停滞させてきたより重要な問題は、その進展に必要な共通の認識および利益が両国間に存在しないことである。

冷戦期、お互いを主要な脅威と認識し、大量の核兵器を保有して対峙した米ソにとっての共通の利益は、二極構造の下で繰り広げられていた様々な対立が両国間の全面核戦争に発展するのを回避することであった。両国は、その利益を確保する方途として、一方が先制攻撃を受けても他方に耐えがたい損害を与える能力を持つことで、相手国からの先制攻撃を抑止し、ひいては全面核戦争を回避するという相互確証破壊(MAD)ドクトリンを確立した。戦略兵器制限条約(SALT条約)およびABM条約が成立した背景には、防御兵器を制限してミサイル攻撃に対する脆弱性を維持すること、ならびに攻撃兵器に一定の制限を加えることを通じて、一方が他方に対して優位に立つのを防止し、MADの状態を維持することが、戦略的安定の維持および共通の利益の確保に資するという共通の認識が醸成されたことがあげられる。また冷戦終結前後には、米ソ(露)間関係が改善され、両国間で核戦争が勃発する可能性も大きく低減されたため、両国間には、冷戦期のような規模の核戦力を保持して対峙する必要は

ないという共通の認識が醸成された。他方で、ソ連（ロシア）の核兵器に対する管理の不備から、偶発的な、あるいは無権限の核兵器の使用や、盗難あるいは不法取引などによる核兵器の拡散に対する懸念が増大した。核兵器削減に関する両国の一方的措置、START条約および協力的脅威削減計画（CTR）は、ソ連（ロシア）の核兵器に対する厳格な管理を実施すること、ならびに核兵器を削減してその管理を一層確実にするとともに両国間の抑止関係をより安全かつ安定的なものに近づけていくことが、戦略的安定の維持につながり、両国の利益に資するという共通の認識の下で成立し、実施されてきた。

しかしながら、1990年代半ば以降、とりわけ近年は、米露間に米露間核軍備管理に関する共通の認識および利益が醸成されていない。

米露にとって、相手国が保有する大規模な核戦力は依然として潜在的な脅威であるが、ロシアは内戦および自国周辺での地域紛争を、また米国は懸念国に拡散している大量破壊兵器および弾道ミサイルによる攻撃を主要な脅威と認識している。これらの問題の多くは、冷戦期には二極構造の中で、また冷戦終結前後には米ソ（露）間の一定の協調の下で対応された。しかしながら現在は、二極構造の終焉により両国がこれらの問題を必ずしも効果的には管理できなくなったこと、これらの問題が米露の安全保障関係に必ずしも直接的には関連しなくなっていること、ならびにロシアが米国に対する不信感を強めていることにより、米露は、上述のような脅威に効果的な、あるいは一致した対応が取れなくなっている。このような状況で、ロシアは、通常戦力が弱体化していることもあり、核兵器への依存を高めることで自国が直面する脅威に対応しようとしている。また米国は、懸念国からの大量破壊兵器攻撃の脅威に対して、これを抑止するために核兵器に一定の役割を与えるとともに、抑止が破れた場合も効果的に自国を防御することを目的としてNMDを配備すると主張している。

戦略核兵器については、ロシアにとって、米国との数的均衡を維持し、米国と同等の抑止力を確保することが米国と並ぶ大国としての地位を維持する方法の一つである一方で、もはや大規模な核戦力を維持するの

はコスト的に容易でないため、ロシアは米国とともに戦略核兵器を削減することを望んでいる。これに対して米国は、ロシアに対して核戦力および通常戦力で優位に立っており、さらにロシアの戦略核兵器が核軍備管理協定の有無にかかわらず減少することもあり、自国の戦略核兵器をロシアとともに急いで削減する必要はないため、NMD問題でロシアから譲歩を引き出すことを狙いとして、ロシアに戦略核兵器の削減を提案しているとも考えられる。

その米国のNMDに関して、ロシアは、将来的に、また規模によっては直ちに、米国に対する核抑止力が損なわれる恐れがあるとして反対している。またロシアは、米国のNMD配備によって米国に対する核抑止力が大きく損なわれると考える中国が核戦力の増強を加速させることによって、ロシアの安全保障にも悪影響を与えることを懸念している。米国は、クリントン政権、ならびに共和党および民主党の両大統領候補ともに、ロシアの抑止力を損なわない、あるいはロシアに安心感を与えるような方法で配備に向けて計画を進めると主張しているが、その具体的な方法は必ずしも明確には示されておらず、またNMDが中国に与える影響についてはほとんど言及してこなかった⁽¹⁴⁾。

軍備管理の目的である戦略的安定に関しては、両国とも様々な場でその重要性について述べており、2000年6月4日の米露両大統領による「戦略的安定の原則に関する共同声明」では、戦略的な核の安定を維持する必要性、ならびに戦略的安定および国際安全保障の強化に努めることなどについて合意された。しかしながら、冷戦後の二国間関係および国際安全保障環境において、いかにして戦略的安定を維持するかについての両国の認識は一致していない。米ソ間の戦略的安定が国際安全保障環境における戦略的安定にも直結していた冷戦期とは異なり、冷戦後は米露に加えて他の主要な、あるいは地域のアクターの行動が国際安全保障の動向に大きな影響を与えているため、米露の戦略的安定に関する考慮を複雑にしている。さらに、ロシアはNMD反対を正当化するために戦略的安定の重要性を強調し、他方で米国は他国に圧倒的な軍事的優位を確保していることから戦略的安定に関して冷戦期ほどの考慮を払っていないという側面もあると思われ

る。

米露（ソ）は、これまでも自国の安全保障利益に基づいて核軍備管理に関する提案を行い、自国の利益を損なう恐れがある措置については反対してきたが、冷戦期および冷戦終結前後には両国間に一定の共通の認識および利益が醸成され、それが両国の提案の差異を縮め、両国に妥協を促すことで、米露間核軍備管理の進展を支えてきた。しかしながら現在は、米露間核軍備管理を進展させる基礎となる共通の認識および利益が両国間に醸成されておらず、このような状況で両国が米露間核軍備管理に関する協議を継続しても、自国の利益に基づく提案について妥協が成立するのは容易ではない。

5 米露間核軍備管理の再活性化

現在、米露間には良好な関係が構築されておらず、さらに両国を取り巻く安全保障環境や両国の脅威認識が大きく異なっていることから、米露間核軍備管理の進展に必要な共通の認識および利益を醸成するのは容易ではないが、その再活性化のために、米露間に共通の認識および利益が醸成されることが求められる。

米露間核軍備管理の主眼は、両国間の戦略的安定を維持することであり、今後もこの重要性は変わらないであろう。しかしながら、現在、米露のみならず他の主要な、あるいは地域のアクターが国際安全保障の動向に大きな影響を与えており、米露は、米露間核軍備管理の交渉プロセスにおいて、お互いの立場だけを考慮すればよいという状況ではなくなっている⁽¹⁵⁾。英国およびフランスは核兵器を一方向的に削減したが、ロシアの動向によってはその政策を再考するかもしれない。また中国は、核戦力の増強を継続している。インド、パキスタンおよびイスラエルが、近い将来にその核兵器能力を放棄する可能性は低い。非核兵器国への核兵器を含む大量破壊兵器および弾道ミサイル拡散が懸念され、また多くの非核兵器国が核軍備管理の停滞に不満を持っている。米露間核軍備管理の進展は、国際安全保障環境にも好ましい影響を与え、これが両国の安全保障を強化することにもつながる。米露はまず、米露間核軍備管理を再活性化することの重要性を再確認すべきである。

また両国は、関係改善のための努力を行うべきである。両国間関係の悪化が米露間核軍備管理に悪影響を与え、その進展を妨げている要因の1つになっている。東京フォーラム報告書でも、「核の危険を減じる努力を再開させるには、地域的拡散と安全保障に関する問題を含め、主要な政治的相違を修復する必要」があり、「米口関係を修復するための措置をただちにとるよう、米口の政治指導者に強く要請」された⁽¹⁶⁾。信頼醸成や不信心の解消を通じて米露間関係を改善することは、共通の認識および利益の醸成を促進する環境を整えるという意味からも重要である。

さらに両国は、冷戦後の二国間関係および国際安全保障環境に適するような戦略的安定を維持するためのドクトリンに関して議論を継続すべきである。

MADは、前述のように、冷戦の二極構造の下で、大規模な核攻撃の可能性とそのような攻撃に対する脆弱性を同時に維持することを通じて戦略的安定を維持するというものである。「戦略的安定の諸原則に関する共同声明」で米露両大統領が合意したように、「抑止能力がこれまでも、また今後も国際安全保障分野における安定性と予測可能性の主要な側面」であるが、MADのように脅威を高めることによって戦略的安定を維持するというドクトリンが、冷戦後の米露間関係および国際安全保障環境にも適するかは疑問である。

米露は6000 - 7000発の戦略核兵器を含む大規模な核戦力を配備しているが、両国が冷戦期のような対立関係にはないことを考えると、このような大規模な核戦力を維持して抑止力を高める必要はない。また核戦力の増強を継続している中国や、大量破壊兵器および弾道ミサイル能力を保有する懸念国の能力は限定的であることから、大規模な核戦力によって抑止する必要はない。このような状況にもかかわらず米露が大規模な核戦力を保持して抑止力を維持する必要性を主張すれば、逆に中国を含む主要な、あるいは地域のアクターに誤ったシグナルを与え、核兵器を含む大量破壊兵器および弾道ミサイル能力の一層の増強あるいは拡散が促進する可能性がある。

ミサイル防衛に関しては、技術的に可能であるか否かが必ずしも明確ではないこと、ならびに米露間、主要国間あるいは地域の戦略的安定を損ない、軍備競争

を誘発する可能性があることは留意すべきである。他方で、ミサイル防衛は、ミサイル攻撃を無効化することで拒否的抑止 (deterrence by denial) が強化されることにより、報復能力に基盤を置く懲罰的抑止 (deterrence by punishment) に用いられる核兵器への依存を低減できる可能性も有している。全面核戦争が勃発する可能性は大きく低減されてきた一方で、核兵器を含む大量破壊兵器を搭載した弾道ミサイルを用いた限定的な攻撃がなされる蓋然性は逆に高まる傾向にあり、また事故などによって偶発的に弾道ミサイルが使用される危険があることも考えると、そのような弾道ミサイル攻撃を迎撃するという目的が明確にされたミサイル防衛は、ただちに戦略的安定を損なうことなく、逆に核兵器を用いた報復の可能性、ならびに核兵器への依存を低減できるかもしれない。

冷戦後の米露間関係および国際安全保障関係において求められているのは、一定の抑止力は保持しつつ核兵器の一層の削減を進めること、核兵器など報復戦力への依存を低減し得るといふ弾道ミサイル防衛の可能性を考慮すること、ならびに二国間核軍備管理のみならず軍備管理・不拡散全般を推進することという3つの要素を有効に組み合わせ、MADから脱却し、脅威を高めることによってではなく、脅威を低減することによって、安全かつ安定的な戦略的安定維持のためのドクトリンへと移行することである⁽¹⁷⁾。冷戦期とは異なり、冷戦後は米露のみならず他の主要な、あるいは地域のアクターの動向を十分に考慮したドクトリンの構築が必要とされるため、MADから新しいドクトリンへは慎重かつ漸進的な移行が求められるが、米露間で行われている戦略核兵器の一層の削減とNMDの取り扱いに関する議論を通じて、その移行は早急に開始されるべきである。

6 おわりに

米露間核軍備管理は、とりわけ1990年代半ば以降、停滞してきた。米露は、それぞれの安全保障利益あるいは脅威認識を反映した米露間核軍備管理に関する様々な提案を行ってきたが、合意には至っておらず、米露間核軍備管理が進展する兆しは見られない。

米露間核軍備管理が停滞してきた背景には、両国の

国内政治状況に影響を受けたという側面もあるが、重要な要因は、その推進に必要な共通の認識および利益が米露間に醸成されていないことである。戦略核兵器の削減、ならびにABM条約およびNMDに関する取り扱いを巡る対立は、冷戦後の安全保障環境に適する戦略的安定を維持するためのドクトリンへの移行と言う、先送りにされてきた問題についての議論を活発化させる契機である。米露は、米露間核軍備管理の重要性を再確認し、両国間関係の改善に向けて努力するとともに、より安全で安定的に戦略的安定を維持する方途を確立することを通じて、共通の認識および利益を醸成し、米露間核軍備管理を進展させるべきである。

注

⁽¹⁾ 以下を参照。戸崎洋史「START 条約後の戦略核兵器の削減」(財)日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、1997年11月、3-6頁。

⁽²⁾ “National Security Concept of Russian Federation”, approved by Presidential Decree No. 1300 of 20 January 2000 (<http://www.acronym.org.uk/urnatsec.htm>).

⁽³⁾ ロシアの戦略核戦力に関する分析としては、以下を参照。Harold A. Feiveson, ed., *The Nuclear Turning Point: A Blueprint for Deep Cut and De-Alerting of Nuclear Weapons* (Washington D.C.: Brookings Institution Press, 1999), p. 5.; Igor Khripunov, “Russia at the Crossroads of Arms Control”, *The Monitor*, Vol. 5, No. 1-2 (Winter-Spring 1999), p. 16.; “The Incredible Shrinking Russian Nuclear Force”, *Proliferation Brief*, Vol. 3, No. 17 (May 31, 2000) (<http://beta.ceip.org/files/Publications/ProliferationBrief317.asp?p=8&from=pubtype>).

⁽⁴⁾ 以下を参照。Alexei G. Arbatov, “The Next Steps in Arms Control: A Russian Perspective”, paper for the presentation at the Carnegie Endowment for International Peace, May 9, 2000 (<http://beta.ceip.org/files/events/ArbatovRoundtable050900.asp?p=8>).

⁽⁵⁾ たとえば以下を参照。Statement of Igor S. Ivanov, Minister of Foreign Affairs of the Russian Federation at the Review Conference of the Parties to the Treaty on the

Non-Proliferation of Nuclear Weapons, New York, 25 April 2000 (http://www.basicint.org/nuclear/revcon2000/nuk_00revcon_gen_russia.htm).

(6) Yuri Chkanikov and Andrei Shoumikhin, "Russian Security Requirements and the US Limited National Missile Defense System", *Comparative Strategy*, Vol. 17, No. 3 (July-September 1998), pp. 292-294.

(7) "Remarks by the President on National Missile Defense, Gaston Hall Georgetown University, Washington, D.C.", September 1, 2000 (http://www.whitehouse.gov/library/hot_releases/September_1_2000_2.html).

(8) 以下を参照。"U.S. Draft Protocol to the ABM Treaty and Associated "Talking Points", *Arms Control Today*, Vol. 30, No. 4 (May 2000), pp. 16-25.

(9) 以下を参照。Congressional Budget Office, "CBO Paper: Budgetary and Technical Implication of the Administration's Plan for National Missile Defense", April 2000 (http://www.fas.org/spp/starwars/congress/2000_r/000425-cbo-nmd.htm).

(10) 米国の国家天然資源防衛協会 (Natural Resources Defense Council) の分析では、米国の戦略核兵器は、ロシアに対して2260、中国、イラン、イラクおよび北朝鮮に対して数百程度の目標に設定されている。

(11) 以下を参照。Steven Mufson, "Clinton, Putin to Meet", *Washington Post*, April 18, 2000, p. A8.; "Text: Helms Statement on U.S.-Russia Arms Agreements", *Washington File*, 26 April 2000 (<http://usinfo.state.gov/topical/pol/arms/stories/00042701.htm>).

(12) 以下を参照。"Republican Platform 2000: Renewing America's Purpose Together" (<http://www.gopconvention.com/2000/2000platformcontents>).

(13) 以下を参照。"The 2000 Democratic National Platform: Prosperity, Progress, and Peace", August 15, 2000.

(14) 米国の情報機関は、米国がNMDを配備すれば、中国はICBMに搭載する核弾頭を約200発にまで増強する可能

性があること、中国の核戦力増強に続いてインドおよびパキスタンが核戦力の増強を行うこと、ならびにロシアはICBMの再MIRV化によって対抗することを予測した機密の報告書を提出したと伝えられた。以下を参照。Steven Lee Myers, "Sharp Reply Seen If U.S. Builds Shield", *International Herald Tribune*, August 11, 2000, p. 1.

(15) Roland Timerbaev, "ABM (NMD) and the START Process", paper for the International Workshop on Nuclear Non-Proliferation and Disarmament, Tokyo, 28-29 August 2000.

(16) 核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム報告書『核の危険に直面して：21世紀への行動計画』日本国際問題研究所・広島平和研究所、1999年7月25日、26頁。

(17) たとえばクレボン (Michael Krepon) は、米露間で行われている協力的脅威削減 (Cooperative Threat Reduction) の原則の下で安心感を与えるような相互確証安全 (Mutual Assured Safety) への移行を提案している。以下を参照。マイケル・クレボン「冷戦型発想の転換を迫る：MADからMASへ」『外交フォーラム』、145号(2000年9月)、40-45頁。その「安心感 (reassurance)」については、グッドパスタ - (A. J. Goodpaster) が、「もしXがYを攻撃したり威嚇したりしなければ、Yも同様にすることをXが相当程度の信頼をもって安心できる」とことと定義し、「XがYを攻撃すれば、Yは反撃する」という古典的な抑止から、「安心感」を与えることに移行すべきであると提言した。以下を参照。Andrew J. Goodpaster, "Shaping the Nuclear Future: Toward a More Comprehensive Approach", *Occasional Paper*, The Atlantic Council of the United States, December 1997, pp. 3-4.

(財) 日本国際問題研究所
軍縮・不拡散促進センター

〒100-6011

東京都千代田区霞が関3 - 2 - 5

霞が関ビル11F

Tel: 03-3503-7558 Fax: 03-3503-7559

<http://www.ijnet.or.jp/JIIA-CPDNP/>

©Center for the Promotion of Disarmament and Non-Proliferation, Japan Institute of International Affairs